

●令和7年4月30日 厚生労働省告示第154号（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件）

子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、同活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己運送機行式腹膜透析液用透析液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プロレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジシンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限り）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限り）、生体食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限り）、プロスタグランジン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限り）、ベグピソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソルホスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールベラジン製剤、ブテルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜透析を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限り）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜透析を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限り）、オキシコドン塩酸塩製剤、アボルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗腫瘍薬、エタラボン製剤（肺萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限り）、アスホターゼ、アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エポロクマブ製剤、プロタルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュヒルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトα₂B₂ IgG₁抗体因子製剤、プロリスマブ製剤、アガルシターゼ、アルファ製剤、アガルシターゼ、ベータ製剤、アルグルコシターゼ、アルファ製剤、イデニルスルファターゼ製剤、イミダグレルセラーゼ製剤、エロスルファターゼ、アルファ製剤、ガルスルファターゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼ、アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）、テデユグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセレン製剤、レムデシビル製剤、ガルカズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥凍結人C1₁インアクチベーター製剤、フレマズマブ製剤（4週間に一回投与する場合に限り）、メトトレキサート製

子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、同活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己運送機行式腹膜透析液用透析液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プロレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジシンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限り）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限り）、生体食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限り）、プロスタグランジン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限り）、ベグピソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソルホスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールベラジン製剤、ブテルスコボラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜透析を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限り）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜透析を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限り）、オキシコドン塩酸塩製剤、アボルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗腫瘍薬、エタラボン製剤（肺萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限り）、アスホターゼ、アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エポロクマブ製剤、プロタルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュヒルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトα₂B₂ IgG₁抗体因子製剤、プロリスマブ製剤、アガルシターゼ、アルファ製剤、アガルシターゼ、ベータ製剤、アルグルコシターゼ、アルファ製剤、イデニルスルファターゼ製剤、イミダグレルセラーゼ製剤、エロスルファターゼ、アルファ製剤、ガルスルファターゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼ、アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）、テデユグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセレン製剤、レムデシビル製剤、ガルカズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥凍結人C1₁インアクチベーター製剤、フレマズマブ製剤（4週間に一回投与する場合に限り）、メトトレキサート製

<p>二 (略)</p> <p>劑、チルゼバチド製劑、ヒメキズマブ製劑(四週間を超える間隔で投与する場合を除く)、ホスレポドバ・ホスカルビドバ水和物製劑、ベグバリアーゼ製劑、パビナフスブ、アルファ製劑、アバクルゴシダーゼ、アルファ製劑、ラナデルマブ製劑、ネモリズマブ製劑、ベグセタコフラン製劑、シルコフランナトリウム製劑、コンシズマブ製劑、テゼベルマブ製劑、オゾラリズマブ製劑、トラロキヌマブ製劑、エフガルチキモド、アルファ・ホルヒアルロニダーゼ、アルファ配製劑、ドフタミン塩酸塩製劑、ドパミン塩酸塩製劑、ノルアドレナリン製劑、ベドリズマブ製劑、ミリキズマブ製劑、乾膜凍結人プロテインC製劑、メコバラミン製劑、ベンラリズマブ製劑(四週間を超える間隔で投与する場合を除く)、マルスタシマブ製劑、ロザノリキズマブ製劑及びレプリキズマブ製劑</p>	<p>劑、チルゼバチド製劑、ヒメキズマブ製劑(四週間を超える間隔で投与する場合を除く)、ホスレポドバ・ホスカルビドバ水和物製劑、ベグバリアーゼ製劑、パビナフスブ、アルファ製劑、アバクルゴシダーゼ、アルファ製劑、ラナデルマブ製劑、ネモリズマブ製劑、ベグセタコフラン製劑、シルコフランナトリウム製劑、コンシズマブ製劑、テゼベルマブ製劑、オゾラリズマブ製劑、トラロキヌマブ製劑、エフガルチキモド、アルファ・ホルヒアルロニダーゼ、アルファ配製劑、ドフタミン塩酸塩製劑、ドパミン塩酸塩製劑、ノルアドレナリン製劑、ベドリズマブ製劑、ミリキズマブ製劑、乾膜凍結人プロテインC製劑、メコバラミン製劑、ベンラリズマブ製劑(四週間を超える間隔で投与する場合を除く)、マルスタシマブ製劑及びロザノリキズマブ製劑</p>
<p>改正後</p> <p>対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定める方法で改正する告示(令和五年国土交通省告示第二六六号)の一部を改正する告示</p> <p>対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定める方法で改正する告示(令和五年国土交通省告示第二六六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものがないものは、これを加える。</p>	<p>改正前</p> <p>第一条 自動車運送事業者(以下「事業者」という)が、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という)第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「輸送安全規則」という)第七條第一項から第三項までの規定に基づき、事業用自動車の運行の業務に従事する運転者又は特定自動車運行保安員(以下「運転者等」という)に対して、対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に關し、その機能等の要件については、この告示の定めるところによる。</p> <p>第二条 この告示において使用する用語は、運輸規則及び輸送安全規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (新設)</p> <p>三 完全子会社等 事業者の完全子会社、法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。若しくは完全親会社、会社を完全子会社とする他の会社をいう。又は当該事業者と完全親会社が同一である他の会社をいう。</p> <p>第三条 対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に使用する機器は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p>
<p>(総則)</p> <p>第一条 自動車運送事業者(以下「事業者」という)が、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という)第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「輸送安全規則」という)第七條第一項から第三項までの規定に基づき、事業用自動車の運行の業務に従事する運転者又は特定自動車運行保安員(以下「運転者等」という)に対して、対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に關し、その機能等の要件については、この告示の定めるところによる。</p> <p>第二条 この告示において使用する用語は、運輸規則及び輸送安全規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 業務前自動点呼 運輸規則及び輸送安全規則の規定に基づき、事業者が、機器を用いて、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して行う点呼をいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第三条 点呼に使用する機器の種類</p> <p>第三条 対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に使用する機器は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(総則)</p> <p>第一条 自動車運送事業者(以下「事業者」という)が、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という)第二十四条第一項から第三項まで及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「輸送安全規則」という)第七條第一項から第三項までの規定に基づき、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動車運行保安員(以下「運転者等」という)に対して、対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に關し、その機能等の要件については、この告示の定めるところによる。</p> <p>第二条 この告示において使用する用語は、運輸規則及び輸送安全規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (新設)</p> <p>三 完全子会社等 事業者の完全子会社、法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。若しくは完全親会社、会社を完全子会社とする他の会社をいう。又は当該事業者と完全親会社が同一である他の会社をいう。</p> <p>第三条 点呼に使用する機器の種類</p> <p>第三条 対面による点呼と同等の効果有するものとして国土交通大臣が定める方法により行う点呼に使用する機器は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p>